

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人
東村山市社会福祉協議会

令和6年度事業計画書 目次

社会福祉法人東村山市社会福祉協議会令和6年度事業計画

令和6年度事業計画 重点目標

I	福祉のまちづくり事業	
1	地域福祉活動推進事業	2
2	標準服リユース事業	4
3	ボランティアセンター	5
4	福祉教育の推進	7
5	高齢者生きがい事業	8
6	健康長寿のまちづくり推進室事業	9
7	老人クラブ等助成事務及び育成相談事業	9
II	相談事業	
1	総合相談事業	10
2	生活福祉資金貸付事業	11
3	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	12
4	応急小口資金貸付事業	12
5	中部地域包括支援センター（基幹型）	13
6	中部地域包括支援センター（地域型）	14
7	東村山市基幹相談支援センター	16
8	福祉サービス総合支援事業	18
9	成年後見制度推進事業	19
III	在宅福祉サービス事業	
1	居宅介護支援事業、介護予防ケアマネジメント、介護予防支援事業	22
2	訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業	23
3	ガイドヘルパー派遣事業	24
4	ふれあい事業	25
5	手話通訳者派遣事業	25
6	移送サービス事業	28
7	車いす短期貸出事業	28
IV	法人運営	
1	組織運営事業	29
2	計画推進・調査・広報・連絡調整	31
	東村山市社会福祉協議会組織運営体制及び職員数	33

令和6年度（2024年度）事業計画 重点目標

令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、北陸地方に大きな被害をもたらしました。特に石川県の能登北部・能登南部では甚大な被害が出ており、社会福祉協議会の全国各ブロックから応援職員が支援にあたっていますが、復旧・復興には長期間を要する見通しです。

世界情勢ではロシアのウクライナ侵攻が続いており、令和5年10月にはイスラエルとパレスチナ自治区での紛争も起きています。これらの要因がエネルギー価格の高騰や物価上昇を引き起こし、円安も相まって、人びとの生活に大きな影響を与えています。

そのような中でも、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、人々の行動範囲が広がり、コロナ以前のような生活が戻ってきました。サロン活動や子ども食堂などではにぎわいを取り戻してきました。その一方で、コロナ禍で浮き彫りになった社会的に孤独・孤立状態にある人や、外国籍住民、障害を持つ人、ひとり親家庭など生きづらさを抱えた人への対応など、課題は多岐に渡っています。

地域生活課題の解決に向けて社会福祉協議会への期待が高まる一方、経営の厳しさが増す中で、係間連携を強化し、社会福祉協議会の総合力を高め、包括的な支援や地域づくりを実現できるよう使命を果たしてまいります。

【令和6年度事業計画 重点目標】

- (1) 中期経営計画の策定
社協の経営理念や基本方針等を明確にし、組織・事業、財政基盤の強化を図ります。
- (2) 包括的な支援の充実
地域共生社会の実現に向けて、複雑化・複合化した地域課題に対応するために、参加支援や地域づくりを強化し、総合相談との連携・協働を確立します。
- (3) ファンドレイジングを活用して共感の輪を広げ、より良いまちづくりの実現
住民に社会や地域での課題を伝え、共感の輪を広げることで賛同者や社協のファンを増やし、より良い東村山、魅せる東村山を目指します。
- (4) 第6次地域福祉活動計画キックオフ
住民と計画を共有し、計画の推進に向けて住民と共に歩いていくためのキックオフを開催します。

I 福祉のまちづくり事業

事業名	地域福祉活動推進事業
事業形態	独自事業、市・補助事業及び委託事業
財源内訳 (人件費を除く)	会費、共同募金配分金、基金利息、市補助金及び委託金 8, 243千円
担当係	まちづくり支援係
事業目的	地域住民や様々な団体等と連携、協働しながら、支え合いの地域づくり(地域共生社会の実現)をすすめ、「一人ぼっちなない町」を目指す。
具体的事業内容	1. 地域福祉コーディネーター(CSW)機能の推進
	<p>《本年度の目標》</p> <p>CSW機能の推進に向けて社協内での検討・協議を行い、活動内容の発信に努める。また、地域共生社会の実現に向けて、多機関協働を意識した地域づくりを行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①様々な地域活動やボランティア相談等を通じて地域課題・個別課題の発見に努め、社協総合相談チームや関係機関及び住民等と柔軟に協力・協働しながら、課題の解決・改善を図る。</p> <p>②各町の多様な社会資源や情報の把握に努め、住民や関係機関と協働して地域アセスメントを行う。</p> <p>③地域支援・個別支援に係る職員の技術向上と平準化に向けて、事例検討や係内研修を行う。</p> <p>④適宜、行政担当所管との情報共有等を行う。</p>
具体的事業内容	2. 福祉協力員会活動の推進
	<p>《本年度の目標》</p> <p>地域ニーズの共有に努め、“5つの手”に沿った取り組みと、自主的運営を支援する。また、協力員の増員について協力員会と共に検討を行い、積極的に取り組む。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①地区長会を開催する。</p> <p>②福祉協力員研修を開催する。</p> <p>③13町の活動を支援する。</p> <p>④福祉協力員の増員に取り組む。</p>
具体的事業内容	3. 地域ネットワーク活動の推進
	<p>《本年度の目標》</p> <p>住民、団体、関係機関、地域包括支援センターなどと連携・協働しながら、住民や団体同士がつながり支え合うまちづくりの実現のために、第6次地域福祉活動計画をキックオフ。</p>

<p>《事業内容》</p> <p>①課題を抱えた住民や地域福祉に取り組む団体・グループを対象とした、話し合いの場を設ける。</p> <p>②介護予防大作戦（実行委員会、各町地域推進委員会）に取り組む。</p> <p>③社協の活動拠点「吉田さろん」、「ふれあいスペース・いっぷく」を運営する。</p> <p>④社協北多摩北部ブロック地域福祉連絡会に参加する。</p> <p>⑤自治会や学校など地域の防災活動や、各小中学校の避難所運営連絡会に協力する。</p> <p>⑥市の避難行動要支援者名簿整備事業に協力する。</p>	
<p>具体的事業内容</p>	<p>4. 第1層生活支援コーディネーター事業</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>東村山市支え合い活動推進会議（第1層協議体）を通じて支え合い活動の普及・啓発と推進、地域ニーズと情報の把握・集約と発信に努める。また、第2層生活支援 CO.事業と社協 CSW 機能との連携、協働を促すことで、効果的な地域づくりをすすめる。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①第1・2層生活支援 CO.の一体的な事業推進と第2層生活支援 CO.のサポートを行う。</p> <p>②地域ニーズと情報の把握・集約と発信を行う。</p> <p>③住民主体による介護予防活動の普及・啓発を行う。</p> <p>④住民の地域活動への参加促進を行う。</p> <p>⑤東村山市支え合い活動推進会議（第1層協議体）を運営する。</p> <p>⑥地域活動団体や地縁組織（自治会や管理組合）が行うささえ合いの取り組みを推進する。</p> <p>⑦組織内外の他事業との連携等をすすめる。</p>	
<p>具体的事業内容</p>	<p>5. 地域福祉活動団体の運営支援</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>市内の地域福祉活動がより活発に展開されるように、当事者団体、ふれあい・いきいきサロン、市民活動団体、ボランティアグループなどの運営を支援する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①下記の助成金を交付する。</p> <p>[助成の種類] ◇地域福祉活動助成 ◇当事者団体助成 ◇福祉団体助成 ◇ふれあい・いきいきサロン運営費助成</p> <p>②HP、福祉だより、チラシ、動画等を通じて広報や情報発信を支援する。</p> <p>③サロン活動保険の加入・報告事務を行う。</p> <p>④講座・交流会を開催する。</p>	

具体的事業内容	6. 障害者週間・福祉のつどい
<p>《本年度の目標》</p> <p>障害理解の啓蒙・啓発を目的とする「障害者週間」を施設、ボランティア、市民等と協働実施することで、市民の福祉意識の高揚を目指し、地域共生社会実現の一端を担う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>障害者施設、ボランティアグループ、市民等に呼びかけ実行委員会を組織し、「障害者週間・福祉のつどい」を実施する。</p>	

事業名	標準服リユース事業
事業形態	独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	一円貨募金 予算は地域福祉活動推進事業に含む
担当係	法人運営係
事業目的	中学校に入学する新一年生をお持ちの保護者の子育て応援、子ども達の「ものを大切にする気持ち」、「ありがとうの気持ち」を育むことを目的とし、標準服を必要としている子どもへ橋渡しをする。
具体的事業内容	1. 標準服リユース事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>需要と供給のバランスを取るため、標準服寄付募集の広報を工夫する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①標準服の寄付受付、保管、管理、譲渡を行う。</p> <p>②福祉だよりやホームページ等を活用し、標準服の募集を行う。</p>	

事業名	ボランティアセンター
事業形態	独自事業、市・補助事業
財源内訳 (人件費を除く)	市補助金、事業収入、基金利息 2, 1 1 3 千円
担当係	まちづくり支援係
事業目的	中間支援組織としての機能向上を目指し、社協組織内及び他機関とのつながりや、地域へ直接出向くことで課題の把握に努め、相談者・ボランティア活動者の一人ひとりに合った活動・生きがいにつながるよう支援を行う。
具体的事業内容	1. ボランティア・市民活動相談
<p>《本年度の目標》</p> <p>様々な相談を受け止め、解決に向けて社協組織内の各係や他機関と連携・強化していく。また、多様な方々がボランティア活動に踏み出せるような場の創出を関係機関とともに検討し、進める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>① ボランティア活動・ボランティア要請に関する相談及び調整を行う。</p> <p>② ボランティアグループ、NPO・市民活動団体の運営や活動に関する相談に応じる。</p> <p>③ ボランティア登録、ボランティア保険等の案内及び手続きを行う。</p>	
具体的事業内容	2. 連携・ネットワーク
<p>《本年度の目標》</p> <p>ボランティアグループやNPO・市民活動団体とのつながりを作り、様々な方法を用いて、情報交換や活動支援の役割を担う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①情報交換や協議の場として月1回ボランティアグループ懇談会を開催する。</p> <p>②ボランティアグループ懇談会、及び運営委員会の活動を支援する。 (情報誌「ボランティアグループ一覧」の作成、ボランティアまつりの開催など)</p> <p>③ボランティアグループの運営相談や、活動の支援を行う。</p> <p>④福祉施設・団体に対して、ボランティアの受け入れ状況や、課題、要望等についての調査を実施する。</p> <p>⑤東京ボランティア・市民活動センターや市町村ボランティアセンターとの連携、及び北多摩北部ブロック(武蔵野市、小平市、清瀬市、西東京市、東久留米市、東村山市)の連絡会へ出席し、共有課題の検討や情報交換を行う。</p> <p>⑥東京ボランティア・市民活動センター主催の「地域の居場所づくり研究委員会」に参加し、協力を行う。</p> <p>⑦市・市民協働課主催の「市民活動連絡会」に参加し、市民ネットワークの構築や協働の仕組みづくりに協力を行う。</p> <p>⑧「東村山ささえ合い活動推進会議」に参加し、協力を行う。</p>	

具体的事業内容	3. 情報の収集・提供
<p>《本年度の目標》</p> <p>市内外のボランティア情報の収集を行い、より多くの情報を提供できるよう様々な媒体を活用して取り組む。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①毎月1回ボランティアネットを発行する。 ②ボランティア活動情報を収集し、提供する。 ③福祉だよりでのボランティア情報の提供を行う。 ④ボランティアセンターホームページを社会福祉協議会ホームページと連携することで、より詳細な情報発信を行う。 ⑤フェイスブック、ツイッター等を活用し積極的に情報発信を行う。 ⑥社協掲示板を活用して、ボランティア活動等の情報発信を行う。 ⑦LINEを活用した情報収集・発信について、他地区の取り組みの調査を行う。 	
具体的事業内容	4. ボランティア活動推進委員会の開催
<p>《本年度の目標》</p> <p>ボランティアセンターの運営・事業について関係機関やボランティア団体等の意見をもらい、活動の活性化を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ボランティア活動推進委員会を開催する。 ②ボランティア活動推進委員会の下に、下記の小委員会を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> 1) ボランティア需給調整委員会 2) ボランティアネット編集委員会 	
具体的事業内容	5. 災害ボランティアセンターの運営
<p>《本年度の目標》</p> <p>災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行い、災害時に円滑な運営が出来るように備える。近隣地区社協や関係機関との連携を強化する。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害ボランティアセンター立ち上げ訓練について、社協職員や東村山災害スタボラ会、関係機関と連携した訓練を行う。 ②災害時に近隣社協と連携が図れるように相互の災害ボラセン訓練や研修会等に参加する。 ③市内外の災害支援活動を行う。 ④災害プロジェクト会議において、災害ボランティアセンターの運営の検討やBCP（事業継続計画）、職員初動マニュアル、普通救命講習会等について協議し、取り組む。 ⑤東村山青年会議所と締結した「東村山災害時のボランティア活動・支援活動の協力に関する協定」に基づき連携を深めるとともに、関係機関との情報共有に努める。 ⑥「福祉避難所連絡会」に参加協力し、協働の仕組みについての検討を行う。 	

事業名	福祉教育の推進
事業形態	独自事業、市・補助事業
財源内訳 (人件費を除く)	市補助金、事業収入、基金利息 予算はボランティアセンター事業に含む
担当係	まちづくり支援係
事業目的	差別や排除をなくし、誰もがかけがえのない存在として心豊かに生活できる地域をつくるために、社会課題に目を向け、子どもも含む地域住民が福祉について学習する機会を様々な方法を用いて提供していく。
具体的事業内容	1. 青少年へのボランティア・福祉教育の推進
	<p>《本年度の目標》</p> <p>福祉施設等の関係機関や学校・教職員との連携を図り、福祉教育の推進を行っていく。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①夏体験ボランティア事業を実施する。</p> <p>②おためし福祉塾を開催する。</p> <p>③学校等で行われる福祉学習の相談・調整・支援を行う。また、福祉学習に携わるボランティアグループ等の活動を支援する。</p> <p>④福祉学習に協力するボランティアグループや障害当事者の方々、教職員との交流、及び今後より良い学習の進め方を意見交換する場として、「ゲストティーチャー交流会」を開催する。</p> <p>⑤学校等における地域ネットワーク活動を支援する。</p> <p>⑥中学生以下の個人登録ボランティアを「ボラチル」として、活動を支援する。</p>
具体的事業内容	2. 担い手の育成
	<p>《本年度の目標》</p> <p>地域で活躍する人材やグループ、及び関係機関と協働して講座を開催し、担い手を育てる。</p> <p>《事業内容》</p> <p>① 点訳ボランティア講座（入門編・基礎編）を開催する。</p> <p>② オンラインおためし講座を開催する。</p> <p>③ 防災力アップ講座を開催する。</p>

事業名	高齢者生きがい事業
事業形態	市・委託事業
財源内訳 (人件費を除く)	市委託金 8, 239千円
担当係	まちづくり支援係
事業目的	高齢者の社会参加と健康維持、介護予防を図り、いきいきとした生活を送れるよう支援を行い、高齢者の健康を維持し生きがいを持って暮らせる地域社会の形成を目指す。
具体的事業内容	1. 高齢者生きがい事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>高齢者の社会参加と健康維持、介護予防を図り、いきいきとした生活を送れるよう支援を行い、高齢者の健康を維持し生きがいを持って暮らせる地域社会の形成を目指す。</p> <p>また、対象となる住民ニーズに寄り添いながら行政との協議をすすめ、時代や社会状況に合った事業内容の変更、整理を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①憩いの家利用者サービス事業 憩いの家（4館）利用者を対象として次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多世代交流事業（児童との季節の交流） ・生きがいサークル支援 ・集いと交流のボランティア支援 <p>②生きがいと健康づくり事業、介護予防講座事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者生きがい講座 ・いきいきサロン菖山の運営 <p>③小単位地域自主活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン活動支援（各種相談、情報の収集・発信） ・助成金の交付、サロン活動保険の加入・報告 	
具体的事業内容	2. 敬老福祉啓発事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>市内に在宅されている、長年にわたって社会に貢献してきた高齢者を敬い、その長寿を地域の方々と共に祝う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①各町福祉協力員会の特色を活かした祝文の作成。</p> <p>②記念品の郵送又は手配りの実施。</p> <p>③小学生からの手紙を米寿の方へ送る「児童から高齢者への手紙」を実施</p>	

事業名	健康長寿のまちづくり推進室事業	
事業形態	市・委託事業	
財源内訳 (人件費を除く)	市委託金	795千円
担当係	まちづくり支援係	
事業目的	健康づくり・生きがいつくりの活動に取り組む、高齢者活動団体の支援を行う。	
具体的事業内容	1. 健康長寿のまちづくり推進室事業	
<p>《本年度の目標》</p> <p>健康長寿のまちづくり推進室の運営及び多目的講座室・印刷室の運営を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>健康長寿のまちづくり推進室の運営及び多目的講座室・印刷室の貸出を行う。</p>		

事業名	老人クラブ等助成事務及び育成相談事業	
事業形態	市・委託事業	
財源内訳 (人件費を除く)	市委託金	1,745千円
担当係	まちづくり支援係	
事業目的	高齢者の知識及び経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、高齢期の生活を豊かなものとするともにいきいきとした高齢社会の実現に資することを目的とする。	
具体的事業内容	1. 老人クラブ等助成事務及び育成相談事業	
<p>《本年度の目標》</p> <p>単位クラブ、地区協議会活動の支援を行い、東村山市老人クラブ連合会の組織活動の充実を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <p>「健康・友愛・奉仕・会員増強」の四大運動を中心軸に展開する。</p> <p>①東村山市老人クラブ連合会が、新しい生活様式を取り入れた新たな活動形態を模索するに添い情報を細やかに提供するなど、係内で連携して支援する。</p> <p>②単位クラブの日常的な相談を受け、行政の指針に沿って指導助言等を行う。</p> <p>③行政が単位老人クラブに交付する東村山市老人クラブ運営費補助金等に係る、当該年度の実績報告、新年度の申請事務の取りまとめなどの支援を行う。</p> <p>④会員加入促進は、老人クラブの活動を行う会員、仲間を増やすことで、「つながりや絆に満ち溢れた豊かな地域」が出来るよう支援する。</p>		

II 相談事業

事業名	総合相談事業
事業形態	独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	会費 予算は組織運営事業に含む
担当係	まちづくり支援係
事業目的	制度の狭間となる相談を積極的に受け、あらゆる社会資源を用いた総合的な援助活動を行い、課題解決を目指す。
具体的事業内容	<p>1. 総合相談事業</p> <p>《本年度の目標》</p> <p>引き続き多様な相談をワンストップで受け止め、支援する。困っている方が相談窓口につながりやすくなるよう、総合相談窓口の広報に取り組む</p> <p>また、相談に対する地域アプローチの方法について検討や、個別課題に対する支援のあり方を検討するため、地域の実態調査、情報収集等に取り組む。</p> <p>《事業内容》</p> <p>係を横断して編成した「総合相談チーム」を中心に、制度の狭間の相談に対応する。</p> <p>①相談対応</p> <p>住民や関係機関等から受けた相談について「総合相談チーム」の中で課題の共有を図り、方針を検討し支援する。</p> <p>また、まちづくり支援係の地域担当との連携により、アウトリーチ型の相談支援を行う。</p> <p>②相談の検証・分析</p> <p>より適切な支援につなぐことができるよう、相談対応の検証を行う。さらに相談傾向の分析をし、地域課題の把握に努める。</p> <p>③総合相談チーム（暮らしの相談ステーション）の発信</p> <p>相談者にとってのアクセシビリティの向上と、相談窓口の専門分化が進んだ現状における総合相談窓口の有意性を示せるよう、総合相談の取り組みを多方面に発信する。相談から見えた地域課題の発信等も併せて取り組む。</p> <p>④社協職員のスキルアップを目的とした取り組み</p> <p>社協職員誰もが相談員として活躍できるよう、今年度は個別支援や地域アプローチ等の検討の場をつくる。</p> <p>⑤調査・研究</p> <p>現状の社協事業ではカバーしきれない相談について、地域ではどのような取り組みがあるのか、また、個別の事業においてどのように対応しているのか、情報収集を行い、どのような支援の仕組みが必要なのか、検討を行う。</p>

事業名	生活福祉資金貸付事業
事業形態	受託事業（東社協）
財源内訳 （人件費を除く）	東社協受託金、市補助金 3,665千円
担当係	法人運営係
事業目的	所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行う。
具体的事業内容	1. 貸付相談
<p>《本年度の目標》 貸付相談を通して必要な世帯支援を円滑にすすめられるよう、「ほっとシティ東村山」をはじめ市関係機関等との連携・調整を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貸付相談及び申請手続事務を行う。 ②低所得者等に対する相談援助活動を行う民生委員と連携を行う。 ③市関係機関や民生委員等と連携し、必要に応じて協議を行う。 	
具体的事業内容	2. 償還相談
<p>《本年度の目標》 償還が滞らないように、利用者への相談支援と適切な債権管理を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①償還相談を行う。 ②東京都社会福祉協議会発行の書類等の発送事務及び督促を実施する。 ③償還猶予、償還免除等救済制度の申請手続事務を行う。 ④市関係機関等と必要に応じて協議を行う。 	
具体的事業内容	3. 緊急小口資金等特例貸付に関わるフォローアップ支援
<p>《本年度の目標》 借受世帯の状況を確認し、安定した生活が送れるように支援する。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①コロナ特例貸付の償還相談を受け、償還手続き、償還免除手続きを支援する。 ②償還猶予の申請手続き事務を行う。 ③世帯状況に応じて、関係機関に引き継ぐ。 	

事業名	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
事業形態	受託事業（東社協）
財源内訳 （人件費を除く）	10千円 ※申し込み手続き経費1件につき5千円、請求後支払
担当係	法人運営係
事業目的	母子父子家庭高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、養成機関への入学準備や就職準備に必要な資金を貸し付けることで、ひとり親家庭の自立を図ることを目的とする。
具体的事業内容	1. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>市関係機関等と連絡調整を行い、適切な申請事務手続きを行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>① 関係機関との連携、連絡、調整等</p> <p>② 借入申込書等の書類の記載内容の確認等、一連の受付・郵送業務</p>	

事業名	応急小口資金貸付事業
事業形態	独自事業
財源内訳 （人件費を除く）	一般会計からの繰入金 25千円 ※貸付金の原資は応急小口資金貸付事業基金
担当係	法人運営係
事業目的	生活保護世帯に準じた低所得世帯が不測の事態により緊急かつ一時的な援護を必要とする理由が生じたとき、資金の貸付を行い、生活の安定を図ることを目的とする。
具体的事業内容	1. 応急小口資金貸付
<p>《本年度の目標》</p> <p>世帯支援に繋がるように、必要な資金貸付と相談を行う。また、計画的に償還できるよう、相談支援を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>① 貸付業務相談・決定・交付を速やかに行う。</p> <p>② 償還相談・督促を実施する。</p> <p>③ 適正な事業運営を図るための運営委員会を開催する。</p> <p>④ 「ほっとシティ東村山」をはじめ、市関係機関等と協議を行う。</p> <p>⑤ 生活困窮世帯へ必要に応じて寄付食料品をお渡しする。</p>	

事業名	中部地域包括支援センター(基幹型)
事業形態	受託事業(東村山市)
財源内訳 (人件費を除く)	市受託金 1,215千円
担当係	地域包括支援センター
事業目的	東村山市内に在住する高齢者一人一人が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるような体制を構築できるように、地域型地域包括支援センターの活動を支援する。
具体的事業内容	1. 介護予防・日常生活支援総合事業の支援
<p>《本年度の目標》</p> <p>利用者の日常生活に支援や介護が必要になっても、地域とのつながりを維持しながら有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで意欲の向上につなげることができるよう、市民や専門職や多様な主体に働きかけていく。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①地域ケア会議や会議体、介護保険事業者連絡会等から得られた課題を解決する取組につながるような仕組みづくりの実施</p> <p>②適切な介護予防ケアマネジメントの実施支援</p> <p>③市民や介護支援事業者に向けた介護予防の普及啓発活動の実施</p>	
具体的事業内容	2. 生活支援体制整備事業の支援
<p>《本年度の目標》</p> <p>地域の実情に応じて、住民主体による助け合い・ささえ合い・居場所づくり等の活動に働きかけ、安心して地域で暮らしていくためのまちづくりを支援する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①認知症の方を地域で見守り支援するための体制づくりの支援 地域づくりをふまえた認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の開催支援 サポーター交流会を通じた仲間づくり 等</p> <p>②生活支援コーディネーターの活動支援 社会福祉協議会まちづくり支援係との連携支援、保険者・第1層生活支援コーディネーターや第2層生活支援コーディネーターとの連携支援 等</p>	
具体的事業内容	3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援
<p>《本年度の目標》</p> <p>専門職が互いに支え合い、研鑽し合える体制を構築することで、市内に住む高齢者が切れ目ない支援を受けることができる。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①主任介護支援専門員会議の支援</p> <p>②介護保険事業者連絡会の支援</p> <p>③介護保険事業者連絡会同士の連携支援</p>	

<p>東村山市介護サービス事業者等ネットワークの実施支援 等</p> <p>④在宅医療・介護連携の体制構築支援</p> <p>在宅療養支援コーディネーター事業の実施、在宅療養に関する地域課題の把握、多職種連携研修の開催、意思決定支援（ACP 等）についての市民への普及啓発活動 等</p> <p>⑤認知症のある方に対する支援についての相談</p> <p>認知症支援コーディネーター事業の実施、市民への普及啓発活動、認知症疾患医療・介護連携協議会への参加 等</p>	
<p>具体的事業内容</p>	<p>4. 地域型地域包括支援センターの統括</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>地域型地域包括支援センターの業務が平準的かつ円滑に遂行できるよう、市所管や地域型地域包括支援センターとの連携を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①各地域型地域包括支援センターの統括</p> <p>②保険者・地域型地域包括支援センターとの会議体の企画・運営</p> <p>保険者との定例協議の開催、各種会議体の運営 等</p>	

<p>事業名</p>	<p>中部地域包括支援センター(地域型)</p>
<p>事業形態</p>	<p>受託事業（東村山市）</p>
<p>財源内訳 (人件費を除く)</p>	<p>市受託金、介護保険収入</p> <p style="text-align: right;">4, 5 7 7千円</p>
<p>担当係</p>	<p>地域包括支援センター</p>
<p>事業目的</p>	<p>高齢者が介護の必要な状態になっても住み慣れた地域でその人らしい暮らしが継続できるように、保健・医療・介護・福祉・住まい・生活支援・予防が一体的に提供できるような体制を、担当日常生活圏域（本町・久米川町・恩多町）において整えていく。</p>
<p>具体的事業内容</p>	<p>1. 総合相談支援</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、包括の周知を拡大するとともに、高齢者が困ったときに、介護保険にとらわれずさまざまな支援につながるよう、普段から相談しやすい関係・環境づくりに取り組む。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①日常的な相談支援</p> <p>②担当圏域の民生委員との連携</p> <p>③広報誌発行や地域の住民活動への参加を通じて、包括支援センターの周知を図る。</p>	

具体的事業内容	2. 介護予防ケアマネジメント
<p>《本年度の目標》</p> <p>高齢者自身が自立した日常生活を送ることを目標として、要支援者及び事業対象者に適切なサービスが包括的かつ効率的に提供できるようにケアマネジメントを実施する。また、令和6年度介護報酬改定に適応した事業所運営を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①介護予防ケアマネジメントの実施及び委託先事業所との連携</p>	
具体的事業内容	3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援
<p>《本年度の目標》</p> <p>高齢者が、疾病や障害を抱えていても住み慣れた場所で自分らしい暮らしが継続できるように、地域の医療・介護等の関係機関を利用し、支援体制を強化させる。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①担当圏域の介護支援専門員が利用者に寄り添い、その人らしい日常生活を営むことを支援できるように、介護支援専門員に対して相談支援を行う。</p> <p>1)「ケアプラン点検支援」の実施、介護支援専門員に対する個別支援、在宅療養や認知症の方に対する相談支援 等</p> <p>②担当圏域の医療・介護、その他の関係者が協働できるような、地域の関係機関の連携体制をつくる。</p>	
具体的事業内容	4. 権利擁護事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>高齢者が在宅で安心して生活を続けられるように、高齢者自身の権利・財産等を守るような支援を行うとともに、高齢者虐待防止につながる取り組みを行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①高齢者虐待の早期発見・解決に向けた取り組み</p> <p>②地域住民・関係機関への啓発及び協力体制づくり</p>	
具体的事業内容	5. 在宅医療・介護連携推進事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>医療と介護の両方を必要とする高齢者が、最後まで自分らしい暮らしを地域で続けることができるように医療と介護の連携を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①在宅療養支援窓口の設置</p> <p>②地域住民・関係機関への啓発及び協力体制づくり</p>	
具体的事業内容	6. 地域ネットワーク構築
<p>《本年度の目標》</p> <p>高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその人らしい暮らしができるように、住民が主</p>	

体的に地域課題を把握して解決を試みる地域づくりへの支援を共に行い、生活支援コーディネーターを中心に地域の方々と住民同士の支えあいの仕組みづくりをすすめる。

《事業内容》

- ①認知症があっても安心して暮らせる東村山を目指し、地域の見守り支援の体制を強化する
- ②地域資源や地域ニーズの把握及び課題解決の為、地域の方々と協働する場として協議体を開催する
- ③地域の見守りネットワークの支援
- ④圏域内のさまざまな介護予防活動の連携支援
- ⑤まちづくり支援係との連携会議を定期開催し、圏域の情報交換に努める。

具体的事業内容	7. その他の業務
<ul style="list-style-type: none"> ①実習生の受け入れ ②虐待防止に関する組織内研修の実施 ③諸会議への参加 	

事業名	東村山市基幹相談支援センター
事業形態	受託事業（東村山市）
財源内訳 (人件費を除く)	市受託金 6, 5 2 5 千円
担当係	基幹相談支援センター
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ①障がいの有無を問わず広く市民からの相談を受け、生活のしづらさを抱える相談者へはその困り感の軽減と必要な支援につなぐ相談支援を提供することで、誰もが住みよいまちづくりを目指す。 ②地域の支援機関を対象とした研修会の開催や、カンファレンス等での助言、地域生活支援拠点の取り組みにより、障がいのある方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、地域の支援体制の強化に取り組む。
具体的事業内容	1. 総合相談・専門相談
<p>《本年度の目標》</p> <p>多様化する相談内容に対して、より丁寧なインテーク・アセスメントに努め、様々な地域資源を活用した支援体制の構築を目指す。地域の指定特定相談支援事業所や包括支援センター等の関係機関からの相談にも適切に対応できるよう、障害者総合支援法および関連法の改正や報酬改定の理解を進めるほか、障害福祉分野に留まらない見識の拡大に努める。また、専門的に相談を受けられる他職種との連携を進める。</p>	

<p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民及び指定特定相談支援事業所からの総合的な相談の受付 ②利用者のニーズに合った専門的な相談支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・障害年金相談会の開催 	
<p>具体的事業内容</p>	<p>2. 地域の相談支援体制の強化の取り組み</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>相談支援体制の強化に向けては、人材育成研修を開催するとともに、指定特定相談支援事業所及び相談支援専門員への助言・調整機能を果たせるよう、職員のスキルアップに努める。</p> <p>また、東村山市障害者自立支援協議会の事務局を担うとともに、各種ネットワークの構築や円滑な運営に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人材育成研修の開催 <ul style="list-style-type: none"> 1) 相談員のスキルアップ研修の実施 2) 困難事例など事例検討の場の企画、調整、助言 3) 相談機関との連携強化の取組（巡回支援、モニタリング検証等） ②地域生活支援拠点コーディネート ③東村山市障害者自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> 1) 定例会 2) 専門部会（相談支援部会、就労支援部会、地域生活支援部会） 3) 研修会 ④居宅介護サービス事業者交流会 ⑤各種会議・研修への参加（都内基幹相談支援センター連絡会 他） ⑥新たな地域資源の開発、情報の集約及び発信 	
<p>具体的事業内容</p>	<p>3. 地域移行体制整備</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>指定一般相談支援事業所として地域移行支援、地域定着支援を提供する。また、地域移行の促進のため、都事業の受託事業者を始めとし、地域の医療機関や障害福祉関係機関等、多様な機関との連携強化に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の提供 ②入所施設や精神科病院への働きかけ ③地域の体制整備のコーディネート 	
<p>具体的事業内容</p>	<p>4. 権利擁護・虐待防止</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>障がいのある方の権利擁護を目的とした研修等を開催する。また、虐待を疑われる通報があった場合には、市と連携のうえ安全確保や支援の改善等に取り組む。</p>	

<p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①虐待の早期発見、早期対応 ②虐待（防止）相談、研修会の開催 ③職場内研修の開催（サービス従事者向け虐待防止研修） ④成年後見制度に関する相談 ⑤ヘルプカード・ヘルプ手帳の周知、配布 	
<p>具体的事業内容</p>	<p>5. その他の業務</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>障がいのある方を対象に、交流の場を提供する。地域資源の活用・連携により、当事者への情報提供の充実に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①おしゃべり会 <ul style="list-style-type: none"> 身体障がいや難病を抱える方を対象に、同じ悩みを抱える当事者の交流を目的とした場を提供する。 ②日曜くらぶ <ul style="list-style-type: none"> 主に知的障がいや身体障がいのある方を対象に、日常生活を安定して送れるよう、余暇活動の提案を目的とした事業を実施する。 ③東村山あんしんネットワーク 	

事業名	福祉サービス総合支援事業(地域福祉権利擁護事業含む)
事業形態	市受託事業、東社協受託事業
財源内訳 (人件費を除く)	市受託金、東社協受託金、事業収入 1, 258千円
担当係	権利擁護係
事業目的	福祉サービス利用者等に対する支援を、総合的・一体的に実施するための体制を整備することにより、福祉サービス利用者とその家族が、安心して地域でくらしつづけるよう支援することを目的とする。
具体的事業内容	1. 利用者サポート
<p>《本年度の目標》</p> <p>福祉サービスの利用者やその家族、関係者からの相談に適切に対応し、必要に応じてスムーズに関係機関へ繋げる。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉サービス利用に際しての苦情対応 ② 判断能力の不十分な人々の権利擁護相談 ③ 成年後見制度の利用相談 	

④ その他福祉サービス利用に関する専門的な相談	
具体的事業内容	2. 福祉サービス利用援助事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>利用者のエンパワメントを高めるため、他機関との連携をより一層図る。 福祉サービス利用援助事業の周知を行い、事業を必要とする人へ情報を届ける。</p> <p>《事業内容》</p> <p>① 地域福祉権利擁護事業 判断能力の不十分な方を対象にして、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行う。安定した事業運営のために東社協の標準利用料への改定を検討する。</p> <p>② 対象拡大事業 判断能力を有する要支援・要介護高齢者及び身体障害者等にも対象を拡大する。</p>	
具体的事業内容	3. 苦情対応専門相談
<p>《本年度の目標》</p> <p>事前の相談内容の聴き取りを丁寧にし、スムーズに相談へ繋ぐ。</p> <p>《事業内容》</p> <p>① 苦情及び権利擁護相談に関して専門相談員（弁護士）が専門的見地から助言を行う。 ② 関係機関への広報・周知することで、幅広い相談を受ける。</p>	
具体的事業内容	4. 会議・研修等
<p>《本年度の目標》</p> <p>参加した会議・研修に関して、係内で報告・周知して業務に活かす。</p> <p>《事業内容》</p> <p>① 専門員・業務担当者研修 ② 生活支援員研修 ③ 会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北多摩北部ブロック権利擁護業務担当者会議 ・東京都社会福祉協議会主催 センター長会議、業務連絡会 	

事業名	成年後見制度推進事業
事業形態	市受託事業
財源内訳 (人件費を除く)	市受託金 1,959千円
担当係	権利擁護係
事業目的	判断能力の低下により、自らの財産管理や日常生活を営むことが困難な場合に、地域で安心して生活を継続できるように成年後見制度の利用促進を図る。推進機関としての役割期待に応え、市との連携を強化し、福祉サービス総合支援事業と一体的な事業運営を行う。

<p>具体的事業内容</p>	<p>1. 成年後見人等の支援</p>
<p>《本年度の目標》 関係者に制度の基礎知識に加えて、最新の動向を情報提供する機会を作る。</p> <p>《事業内容》 成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人や後見業務を行う法人、あるいはこれから成年後見人等になろうとする方や法人を対象に、後見業務に関する研修や連絡会等の開催、相談対応、申立支援等を行う。</p> <p>①成年後見人等支援のための実務研修、連絡会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開講座として、制度の基礎知識を周知する市民向け及び適切かつ円滑に制度につながる事が出来るよう関係機関や金融機関とのネットワーク構築を図るための関係者向け講座を開催する。 ・親族後見人等向け相談会を実施する。 ・制度説明等の依頼があった場合、随時出前講座を実施する。 <p>②その他の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長申立の支援をする。 ・緊急的な事務管理の支援をする。 ・第三者後見人等候補者紹介を行う。 ・必要に応じて、課題解決のために専門職紹介を行う。 ・地権利用者の移行をスムーズに行う。 	
<p>具体的事業内容</p>	<p>2. 地域ネットワークの活用</p>
<p>《本年度の目標》 専門職団体との連絡会等を活用し、就任後の後見人支援のあり方を検討する。</p> <p>《事業内容》 地域の関係者や関係機関との連携を深めるために行う取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期相談窓口ネットワーク会議の開催 ・ケース検討会議の開催 ・専門職団体との連絡会等の開催・参画 	
<p>具体的事業内容</p>	<p>3. 運営委員会</p>
<p>《本年度の目標》 円滑な事業運営に向けた指導・助言を得られる委員会を開催する。また、中核機関設置に向けた意見・助言をいただく。</p> <p>《事業内容》 運営委員会の開催</p>	
<p>具体的事業内容</p>	<p>4. 法人後見監督の受任</p>
<p>《本年度の目標》 市民後見人が適切な後見活動ができるように監督業務を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協組織内の市民後見共有会議の開催 ・家裁への申立て、定期報告 	

- ・ 市民後見人の監督、後見業務に関する相談対応
- ・ 運営委員会への報告

具体的事業内容

5. 市民後見人等候補者の養成及び支援の一体的実施

《本年度の目標》

市民後見人等候補者を養成し、適切な被後見人とのマッチングを行う。

《事業内容》

①市民後見人の養成

- ・ 入門講習、7市合同（小金井市、小平市、西東京市、東久留米市、三鷹市、武蔵野市、東村山市）基礎講習、基礎講習Ⅱの開催

②市民後見人等候補者の支援

- ・ 東村山市独自フォローアップ講習の開催
- ・ 市民後見人等候補者連絡会の開催

③会議の開催等

- ・ 成年後見事例検討会の開催
市民後見人の受任ケースのマッチングを主に、成年後見制度に関わる事例を検討する。
- ・ 7市合同事務局会議への参画
市民後見人の養成やフォローアップについて検討する。

具体的事業内容

6. その他推進機関業務

《本年度の目標》

第二期成年後見制度利用促進基本計画に沿って、中核機関設置に向けた準備・検討を行う。

《事業内容》

①東村山市地域福祉推進課との定例協議の実施

②顧問弁護士相談の実施

③会議・連絡会への参加

- ・ 東京都、東京都社会福祉協議会主催の会議・連絡会へ参加する。

④各種研修会等への参加

⑤実習生の受け入れ

Ⅲ 在宅福祉サービス事業

事業名	居宅介護支援事業、介護予防ケアマネジメント、介護予防支援事業
事業形態	独自事業（介護保険事業）
財源内訳 （人件費を除く）	介護保険収入、受託金（予防プラン作成） 1,682千円
担当係	介護保険係
事業目的	介護保険制度で要介護と認定された方を主な対象とし、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画を作成しケアマネジメントの提供を行うことで、要介護高齢者等が地域の中で安心した生活が送れるよう支援する。
具体的事業内容	1. 居宅介護支援、介護予防ケアマネジメント、介護予防支援
<p>《本年度の目標》</p> <p>① 高齢者の自立支援を目標としたケアプランを作成し、関係機関や地域住民との連携を促進するケアマネジメントを展開することで、介護を必要とする高齢者等が地域での生活を継続できるように支援し、地域包括ケア体制の構築に参加、協力する。</p> <p>② ケアプラン作成に留まらず事業所として地域包括支援センターや居宅支援事業所と連携しながら地域の中にあるニーズを発掘し、地域課題の解決に寄与する。</p> <p>③ 令和6年度介護保険制度改正の内容を踏まえながら適切かつ安定した事業運営を図ることができるよう努める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①ケアマネジメントの実施 ケアマネジャーが、利用者の心身の状態や生活の状況全般を把握し、生活上の課題を明らかにする。課題を解決するため、本人の同意を得て居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスの調整を行う。提供されるサービスの実施状況を定期的にモニタリングし、必要に応じてサービス計画の変更や、サービスの再調整などを行い、地域での継続的な生活を支援する。また、本人が利用する介護保険サービスの適切な給付管理を行う。</p> <p>②介護予防ケアマネジメント、介護予防支援の受託 必要に応じて、地域包括支援センターより介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託を受け、要支援者、総合事業対象者のアセスメントから給付管理までを一体的に実施する。</p> <p>③研修 介護支援専門員研修、居宅介護支援事業者連絡会主催の研修、組織内の従事者による高齢者虐待防止研修その他必要な研修に参加し資質の向上に努める。</p> <p>④ 居宅介護支援事業者連絡会 東村山市居宅介護支援事業者連絡会に加入し、事業者間の情報交換、相互の連携、地域への貢献事業、介護支援専門員の研修への参加を通じて市内全体の介護支援専門</p>	

員の質的向上に寄与する。

事業名	訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業
事業形態	独自事業（介護保険事業）
財源内訳 （人件費を除く）	介護保険収入、私的契約利用料収入 2,506千円
担当係	介護保険係
事業目的	介護保険制度で要介護、要支援と認定された方、基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方を対象に、居宅サービス計画に基づき訪問介護員を派遣し、生活支援・介護サービスを提供することにより高齢者の在宅生活を支援する。
具体的事業内容	1. 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業 《本年度の目標》 ①引き続き新型コロナウイルス感染症への警戒を継続し、感染しないさせないといった心構えのもと常に安全に配慮したサービス提供体制を確保していく。 ②安定したサービスの提供ができるよう介護職の確保に注力するとともに、従事者の心身の状態に配慮し、健康の維持と事故防止に努める。 ③介護保険と総合事業の均衡を常に注視しながら安定的な事業運営が図れるよう配慮する。 ④ガイドヘルパー派遣事業との連携・連絡調整を強化し、事業所が一体となって質の高いサービスを提供する。 《事業内容》 ①訪問介護計画の作成 居宅サービス計画に基づいて、訪問介護利用者の個別支援計画を作成する。 ②訪問介護員の派遣調整 訪問介護計画に基づいて、訪問介護員の派遣調整を行う。 ③訪問介護の提供 訪問介護員により、訪問介護サービスを提供する。 ④他事業所、専門機関との連携 利用者の支援に関わる他の事業所、専門家等と連携し、適切な役割分担と協働によって利用者の在宅生活を支援する。 ⑤ 従事者研修 外部研修や連絡会主催の研修、組織内研修に参加し、また、事業所内では従来の専門知識、技術面の研修に加え、従事者のリラクゼーション視点を取り入れた研修を開催することにより、サービス提供責任者及び登録訪問介護員の資質向上と同時に健康維持を図る。 ⑥実習生の受け入れ

介護福祉士を養成する教育機関からの実習生の受け入れを行い、社会全体の介護職の確保に寄与してゆく。

⑦会議の開催及び参加

ケース会議、チーフヘルパー会議、サービス担当者会議等を開催し、参加する。

⑧訪問介護事業者連絡会

東村山市訪問介護事業者連絡会に加入し、事業者間の情報交換、相互の連携、訪問介護員の研修等の活動に参加する。

事業名	ガイドヘルパー派遣事業
事業形態	独自事業（障害者総合支援法事業、地域生活支援事業）
財源内訳 (人件費を除く)	障害福祉サービス給付費、利用料収入 919千円
担当係	介護保険係
事業目的	屋外での移動が困難な視覚障害者(児)にガイドヘルパーを派遣し外出支援、情報提供、代読代筆を行う。
具体的事業内容	1. ガイドヘルパーの利用に関する相談及び派遣調整
<p>《本年度の目標》</p> <p>①引き続き新型コロナウイルス感染症への警戒を継続し、感染しないさせないといった心構えのもと常に安全に配慮したサービス提供体制を確保していく。</p> <p>②サービスの質の確保の観点からサービス提供時の安全確保と事故防止のための具体策を検討する。</p> <p>③従事者による障害者虐待防止対策に注力し、研修への直接参加の機会を確保する。</p> <p>④係内の介護保険サービスと協働しながら一体的な事業運営に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①個別支援計画（移動支援・同行援護・居宅介護）の作成 サービス等利用計画、居宅サービス計画に基づいて、ガイドヘルプサービス利用者の個別支援計画を作成する。</p> <p>②ガイドヘルパーの派遣調整 利用者の依頼に基づいてガイドヘルパーの派遣調整を行う。</p> <p>③ガイドヘルプサービスの提供 利用者の状態に合わせて、ガイドヘルプサービスを提供する。</p> <p>④他事業所、専門機関との連携 利用者の支援に関わる他の事業所、専門家等と連携し、適切な役割分担と協働によって利用者の在宅生活を支援する。</p> <p>⑤現任者研修 人材育成や技術向上のため現任研修会（年2回）を開催する。また、組織内で開催される従事者による障害者虐待防止研修に参加する。</p>	

⑥業務報告会

ガイドヘルパー同士がサービス実施状況の共有や情報交換のため業務報告会（年2回）を開催する。

事業名	ふれあい事業
事業形態	独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	寄附金（一円貨募金） 1,105千円
担当係	介護保険係
事業目的	虚弱な一人暮らしの高齢者を対象に、既存の制度では対応できない安否確認のための訪問や、孤独感緩和のための電話訪問を行う。
具体的事業内容	1. ひとり暮らし高齢者等ふれあい訪問事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>① 地域の高齢者の見守り活動について社協内の事業と話し合いながら将来的な連携、協働のあり方や具体的な方法を検討する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>身体が不自由、虚弱、精神的不安がある等、安否確認が必要なひとり暮らし高齢者等の方に、乳酸菌飲料を定期的（月、水、金曜日）に配布することで、安否確認及び生活状況の把握を行う。</p>	
具体的事業内容	2. ひとり暮らし高齢者等ふれあい電話訪問事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>①地域包括支援センターや民生委員、ケアマネジャー等との連携を強化し、地域の中で孤立しがちな方の支援に寄与する。</p> <p>②ウイズコロナ時代を意識し、利用者と電話訪問員の交流の形態を集合以外の方法を含めて検討、実施する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>ひとり暮らしの高齢者等に、電話訪問員が定期的（週1回）に電話訪問を行い、日常生活上の会話を通じて孤独感の緩和を図る。年1回、実施形態を工夫しながら訪問員と利用者が交流会する機会を持つ。また、資質の向上のため電話訪問員の研修会を開催する。</p>	

事業名	手話通訳者派遣事業
事業形態	受託事業（東村山市）
財源内訳 (人件費を除く)	市受託金等 2,310千円

担 当 係	基幹相談支援センター
事 業 目 的	<p>①手話が話せる相談員を配置し、手話を第一言語とする聴覚障がい者（以下、ろう者）に対し、言語の違いによる情報格差を埋められるよう支援する。</p> <p>②手話通訳者を派遣することで、ろう者の情報保障と社会参加の促進を図る。また、手話通訳者の技術向上を目的とした研修を開催する。</p> <p>③手話講習会を開催し、手話及びろう者に対する理解啓発、手話通訳者の養成に取り組む。</p>
具体的事業内容	<p>1. 聴覚がい者に関する相談・意思疎通支援</p> <p>《本年度の目標》 ろう者に必要な情報が適切に届くよう、手話で相談できる体制を維持し、またその必要性の周知に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①設置手話通訳者を配置し、手話で相談を受ける。</p> <p>②個別の相談対応を通じて、ろう者の特徴や手話通訳の必要性などの理解啓発にも取り組む。</p> <p>③市障害支援課及び基幹相談支援センター等と連携し、合理的配慮の提供に関する情報提供に努める。</p>
具体的事業内容	<p>2. 手話通訳者の派遣・調整</p> <p>《本年度の目標》 ろう者の社会参加の場面において、より円滑に意思疎通ができるよう、個々の特性に合わせた手話通訳者を派遣する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①ろう者からの依頼</p> <p>1) 市に利用登録をしたろう者から、FAX、メール等で利用依頼をうける</p> <p>2) 依頼内容をもとに手話通訳者の派遣調整を行う</p> <p>3) 必要に応じて通訳者のフォローアップを行う</p> <p>②斡旋通訳（制度外利用の場合）</p> <p>1) 企業・団体・個人等からの依頼を受け、通訳者を派遣する</p> <p>2) 会議やイベント等の場合は、関連する資料の依頼など事前準備をする</p> <p>3) 必要に応じて、依頼者、通訳者双方のフォローアップを行う</p> <p>③市障害支援課及び基幹相談支援センター等と連携し、合理的配慮の提供に関する情報提供に取り組む。（再掲）</p>
具体的事業内容	<p>3. 登録手話通訳者の資質向上</p> <p>《本年度の目標》 地域の登録手話通訳者がよりの確な通訳活動を行えるよう、資質向上を目指し研修等を実施する。</p>

《事業内容》	
<ul style="list-style-type: none"> ①登録手話通訳者研修会の開催 ②定期的に活動の振り返りを行う ③外部研修等への参加を支援する ④心身ともに健康な状態で通訳活動を行えるよう、頸肩腕健診を行う 	
具体的事業内容	4. 手話通訳者等の養成
《本年度の目標》	
<p>より多くの市民の方が手話やろう者に関わる機会を得られるよう、手話講習会運営委員会をはじめとして、他の団体・機関等とも協働して取り組む。</p> <p>昨年度に引き続き、「手話通訳者全国統一試験」への移行に向け、市と協議する。</p>	
《事業内容》	
<ul style="list-style-type: none"> ①手話講習会運営委員会の開催 ②手話講習会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 1) 入門クラス 25 回（昼夜各 1 クラス開催） 2) 基礎クラス 30 回（昼開催） 3) 通訳応用クラス 30 回（昼開催） 4) 通訳養成クラス 25 回（夜開催） ③講師・アシスタントを対象とした研修会等の情報提供 ④東村山市手話通訳者登録試験検討委員会への参加 ⑤市が新たに設置する「手話通訳者登録制度検討委員会（仮）」への参加 	
具体的事業内容	5. 中途失聴・難聴者の支え手の育成
《本年度の目標》	
<p>当講座の参加者が地域で活動できる場を提案できるよう、情報の収集と提供に努める。開催にあたっては、当事者団体や社協内の他係（まちづくり支援係や包括支援センター等）、地域との連携を図る。</p>	
《事業内容》	
<p>聞こえる人と聞こえづらさを感じる人とを対象に、コミュニケーション方法等を一緒に学び、中途失聴・難聴者の支え手の育成と当事者の孤立の解消を目的とした講座を開催する。</p>	
具体的事業内容	6. 会議・研修等
《本年度の目標》	
<p>当事業の安定した運営のため、各種会議・研修に参加する。</p>	
《事業内容》	
<ul style="list-style-type: none"> ①市・障害支援課と定例協議をもつ。 ②東村山市意思疎通支援事業連絡調整会議に参加する。 ③聴覚障がい者への支援力の向上を目的に、各種研修に参加する。 ④手話通訳派遣事業利用者の声を聴く会の開催を検討する。 	

事業名	移送サービス事業
事業形態	独自事業（社協会員対象事業）
財源内訳 （人件費を除く）	市補助金、寄附金（一円貨募金） 795千円
担当係	法人運営係
事業目的	身体の障害等により、外出に困難を伴う在宅の高齢者並びに障がい者等に対し、移送用車両を運行することにより外出の利便を図り、併せて社会参加を促進する。
具体的事業内容	1. 移送サービス調整・運行 《本年度の目標》 移送サービス事業におけるサービス利用会員制度について検討を行う。 《事業内容》 ①利用登録のため訪問調査を行う。 ②車輛運行スケジュールの調整を行う。 ③利用者の安全面を考慮し、安全運行と車両管理を行う。 ④事業運営について検討を行う。

事業名	車いす短期貸出事業
事業形態	独自事業（社協会員対象事業）
財源内訳	物品寄附、会費 予算は組織運営事業に含む
担当係	法人運営係
事業目的	会員世帯等を対象に、車いすの短期（3か月）の貸出を行う。
具体的事業内容	1. 車いすの短期貸出 《本年度の目標》 貸出返却がスムーズにできるように、適切な在庫管理を行う。 《事業内容》 ①緊急的または一時的に車いすが必要になった方に短期間（3か月）貸出する。 ②貸出で使用している車いすの在庫管理を行う。 ③ボランティアグループ及び福祉用具事業者の協力により車いすの整備を行う。

IV 法人運営

事業名	組織運営事業
事業形態	独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	市補助金、会費、寄附金、事業収入、 その他(雑収入、利息収入、収益事業繰入金) 5,558千円
担当係	法人運営係
事業目的	社会福祉法人として各種法令や諸規程を遵守し、住民参加により多くの方に支えられていることへの感謝が伝わるような運営を図る。また、法人管理事務を行い、各係間の調整や新たな事業の企画など効果的で効率的な経営を行うように努める。
具体的事業内容	1. 理事会・評議員会・役員会の開催、監事監査の実施
<p>《本年度の目標》</p> <p>重点目標や事業について、分かりやすく具体的な説明を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①理事会(年3回)、評議員会(年3回)を開催する。</p> <p>②上半期及び決算期に監事監査を行う。</p> <p>③毎月役員会を開催する(8月を除く年11回)。</p>	
具体的事業内容	2. 部会・委員会の開催
<p>《本年度の目標》</p> <p>それぞれの分野における現状や課題を把握し、活動によって得た成果を社協事業や市民活動へ活かしていく。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①女性・子ども部会、心身障害者(児)部会、高齢者部会、小地域福祉活動部会を開催する。</p> <p>②福祉だより編集委員会を開催する。</p> <p>③部会・委員会活動を理事会、評議員会等で報告する。</p>	
具体的事業内容	3. 会員制度の啓発、会員拡充
<p>《本年度の目標》</p> <p>収集した会員のニーズに応えた会員企画を検討し、実施する。</p> <p>会員として社協を応援してくださる方に継続して会員となって頂けるように、会費のあり方を検討していく。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①会員ニュース・社協メモ帳・事業報告を全会員へ配布し、会費の使い道を明示し、会員制度の理解を得る。</p> <p>②「地域福祉大会～感謝のつどい～」を開催する。</p> <p>③掲示板やホームページなどを活用して会員制度の効果的な広報を検討し、目に留まる内容で広く広報する。</p> <p>④まちづくり支援係や福祉協力員会と連携し、サロンや集いの場で会員制度のPRを行う</p>	

<p>い、新規会員の啓発に努める。</p> <p>⑤会員のニーズに応えた会員企画を検討・実施し、会員とのつながりづくりに努める。</p> <p>⑥会員拡充に向けて、社協パンフレットを配布し、社協活動の理解につなげる。</p>	
具体的事業内容	4. 運営体制の整備
<p>《本年度の目標》</p> <p>地域共生社会の実現に向けた個別支援と地域づくりの一体的な展開を目指し、人材育成をすすめる。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①局会議、各種担当者会議、部門間の連携会議等を開催する。</p> <p>②職員の年齢・階層に基づいた研修計画の体系化を図り、人材育成をすすめる。</p> <p>③外部・内部研修のほか、ファンドレイジング研修でその手法を学び、事業と組織の運営に必要な能力の向上に努める。</p>	
具体的事業内容	5. 自己財源の確保
<p>《本年度の目標》</p> <p>ファンドレイジングを活用し、共感の輪を広げ、賛同者や社協のファンを増やす。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①ファンドレイジングの手法を用いた自己財源確保を実施する。マンスリー寄付者の確保、オンライン決済の活用、ホームページやニュースレター等を用いた広報など具体的な取り組みを進める。</p> <p>②事業への理解と使途を明確にし、会員会費や寄附金の確保に努める。</p> <p>③一円貨募金運動、赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動を実施する。街頭募金の実施、わかり易い広報などを行い、募金への理解をさらに広めていく。</p> <p>④自動販売機の設置をすすめる。</p> <p>⑤福祉協力店の募金箱設置、福祉だよりの広告料など、自主財源の確保を行う。</p>	
具体的事業内容	6. 法人運営管理事務
<p>《本年度の目標》</p> <p>委託金の精算方法の変更に伴い、適切な会計処理を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①人事・給与管理を行う。</p> <p>②福利厚生に関する事務を行う。産業医を配置し、職員の健康管理、ストレスチェックを行う。</p> <p>③事業計画、事業報告を作成する。</p> <p>④法人の資産を管理し、予算、補正予算、決算事務などの会計事務を行う。会計事務所による確認を毎月行い、アドバイスを共有し、適切な会計処理を行う。事業ごとに担当者を決めて会計管理を行う。</p> <p>⑤契約事務を行う。契約内容の適切な履行に努める。</p> <p>⑥文書の收受、各種調査への対応、その他の事務を行う。</p> <p>⑦諸規程の見直しと整備を行う。</p> <p>⑧事業及び財務等に関する情報、各種規程など運営に関する情報をホームページなど</p>	

で公表し、事業運営の透明性の確保を図る。

事業名	計画推進・調査・広報・連絡調整
事業形態	独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	市補助金、会費、寄附金、募金配分金 5,364千円
担当係	法人運営係
事業目的	<p>住民や関係諸機関と協働して、地域福祉活動計画を着実に推進していく。</p> <p>住民による福祉への理解と活動への参加を広めるため、多様な媒体を通じた広報活動を行う。また、地域福祉の中核団体としての役割を果たすため、関係機関のネットワークづくりと運営の支援を行う。</p> <p>実習生を受け入れ人材の育成を図ることで、社会福祉専門機関としての役割を果たす。</p>
具体的事業内容	1. 第6次地域福祉活動計画の推進
《本年度の目標》	<p>様々な地域福祉課題の解決への取り組み指針として策定した計画を、具体的な活動が行えるよう市民や関係機関と連携し、進める。(重点事業；第6次地域福祉活動計画キックオフ)</p>
《事業内容》	<p>①第6次地域福祉活動計画推進委員会を設置する。委員会を定期的に開催し、計画全体の進捗管理、内容を定期的に評価・分析を行う。また、取り組みについてのアドバイスなどを行う。</p> <p>②社協内に第6次地域福祉活動計画事務局を設置する。定期的に会議を行い、地域で計画の具体的な取り組み、実施が出来るよう進める。</p> <p>③福祉だよりやホームページ、SNSなど様々な広報媒体の活用、様々な集まりの場への参加など、計画のPR、参画へ呼びかけなどに努める。</p> <p>④東京ボランティア・市民活動センター主催の「地域の居場所づくり研究委員会」に職員が参加し、情報を共有してよりよい計画推進へとつなげていく。(再掲)</p>
具体的事業内容	3. 中期経営計画の策定
《本年度の目標》	<p>中期経営計画の策定を行う。</p>
《事業内容》	<p>①社協の経営理念、基本方針を明確にし、その実現に向けた組織・事業、財政基盤の強化を図る。</p> <p>②「社会福祉協議会基本要項2025」の改定を反映させる。</p>
具体的事業内容	4. 広報
《本年度の目標》	

“伝わる広報”を目指し、地域住民にとって見やすいこと、興味が持てること、分かりやすいことを基本に、広報体制の充実を図る。また、職員ひとりひとりが意図した広報の意識をもって事業に臨めるように、広報媒体の活用方法など具体的な取り組みの理解促進を図る。

《事業内容》

- ①企画調整担当を中心に、広報・啓発活動に組織全体で計画的に取り組む。
- ②広報におけるイメージキャラクターの役割を明確にして活用し、子どもから大人まで、社協を親しみやすい存在として感じてもらえるように広報する。
- ③社協活動を理解してもらい、活動や寄付などの直接的なアクションに繋がるような内容で福祉だよりを作成、発行する（年5回）。
- ④ホームページや福祉だより、SNS等、様々な媒体の特性を活用して情報発信に努める。
- ⑤事業の理解を深めるため、職員が様々なイベントに参加しPRを行う。
- ⑥福祉協力店事業の在り方について見直しを図り、まちづくり支援係と連携し、充実を図る。
- ⑦市内に点在する掲示板を整備・管理し、有効に活用する。
- ⑧公用自転車等に社協をPRする広報物を貼り、活動を市民に周知する。

具体的事業内容

5. 関係機関との連携・連絡調整

《本年度の目標》

事業や福祉活動への理解を広めるため、様々な関係機関・団体等との連携に努める。

《事業内容》

- ①東村山市高齢者福祉施設連絡会の事務局を担う。
 - ・役員会、施設長会議、担当者会議の開催
 - ・研修、お年寄りのてづくり作品展、となりのホームなどの事業実施
 - ・その他、必要に応じた事業運営
- ②東村山市内社会福祉法人連絡会の事務局を担う。
 - ・全体会、幹事会の開催
 - ・地域公益事業（暮らしの相談ステーション、お昼ごはんお届け事業、食料等支援事業など）の実施
 - ・啓発事業
 - ・その他、必要に応じた事業運営
- ③福祉のしごと相談・面接会への協力（後援）

具体的事業内容

6. 実習受入

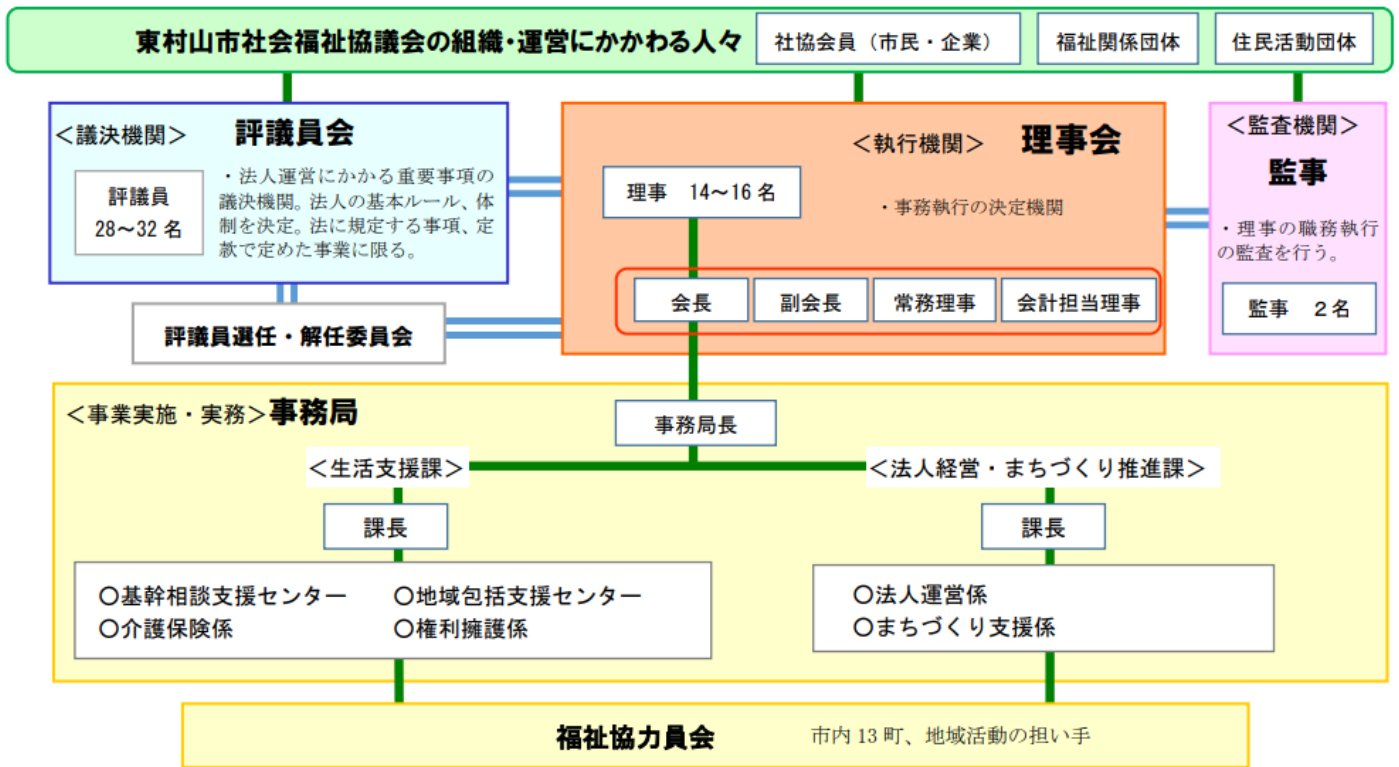
《本年度の目標》

社会福祉士を目指す学生を実習生として受け入れ、専門職の育成に寄与する。質の高い実習機関となるよう、担当職員の資質向上に努める。

《事業内容》

- ①社会福祉士養成課程のソーシャルワーク実習機関として、実習生を受け入れる。
- ②ソーシャルワーク演習Ⅱ・ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（現場実習）の実習生を受け入れる。

東村山市社会福祉協議会組織運営体制及び職員数（令和6年4月1日現在）



	(正)	(再)	(嘱)
事務局長 (正)			
法人経営・まちづくり推進課長 (正)			
法人運営係	6		2
まちづくり支援係	9	1	3
生活支援課長 (再)			
地域包括支援センター	9		1
基幹相談支援センター	4		2
権利擁護係	3		4
介護保険係			7

【職員合計（非常勤職員を除く）】 計 54名
 (正) ; 正規職員 (管理職2名含む) 33名
 (再) ; 再雇用職員 2名
 (嘱) ; 嘱託職員 19名